

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和2年5月26日(火) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町役場 第1会議室

### 出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 欠席	7 番 欠席
8 番 欠席	9 番 欠席	10 番 欠席	11 番 清心 美由紀
12 番 欠席	13 番 宮脇 喜八郎		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎                      書記 谷口 恵祐

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項  
(1)合意解約について
5. 議事日程  
(1)議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(2)議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について  
(3)議案第6号 農用地利用集積計画(案)の策定について
6. その他

事務局長	<p>ただいまから令和2年度第2回目となります東彼杵町農業委員会5月期の定期総会を開催いたします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名人は13番の宮脇委員さんと1番の林田委員さんをお願いしたいと思っております。では早速議事にはいらさせていただきます。報告事項の合意解約について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の合意解約について、農地法第18条第6項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告する。令和2年5月26日、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地が三根郷の田1筆で3,042㎡となっております。離農のための合意解約となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。みなさんからなにかご意見ありませんか。</p> <p>ではこの報告事項につきまして異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。ないようですので報告書とおりといたします。</p> <p>続きまして議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号について、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。令和2年5月26日東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地が蕪郷の畑1筆494㎡です。経営状況は記載のとおりとなっており、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見等ありませんか。</p> <p>ではこの許可申請につきまして異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして、2番の案件について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>続きまして当該農地が彼杵宿郷の田 1 筆 908 m<sup>2</sup>です。売買での所有権の移転となっております。農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。何かご質問等ありませんか。 ではこの許可申請につきまして異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
事務局	<p>続きまして当該農地が大音琴郷の畑 2 筆 638 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転となっております。農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。何かご質問等ありませんか。 ではこの許可申請につきまして異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして議案第 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 5 月 26 日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地は三根郷の田 1 筆 353 m<sup>2</sup>です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。本日現地確認を行いました。森田委員さんお願いします。</p>
2 番森田委員	<p>転用に際しては、何ら問題ないと考えますが、横に水路がありまして建物の境界をはっきりしてほしいと思いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。推進委員の滝川さんお願いします。</p>
滝川推進委員	<p>森田さんが言われましたとおり、問題点は水路との境だけかと思います。</p>

議長	ありがとうございました。三坂さんお願いします。
3 番三坂委員	水路の問題だけかと思います。
議長	ありがとうございました。この件につきまして質問等はありませんか
事務局	水路の件のついてですが、測量士と連絡が取れまして水路の関係者と立ちあい境界をはっきりさせて、問題が起きないように対応するとのことでありました。
議長	いま事務局から水路につきまして、説明があり境界をはっきりさせたうえで問題が生じない対応をするとの説明がありましたが、意見はありませんか
2 番森田委員	水路の対策をしてもらえば、特に問題はないかと思います。
議長	他に意見はありませんか  「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。この案件については許可相当し県に進達します。続きまして農用地利用集積の策定について事務局の説明をお願いします。
事務局	基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得について、次のとおり審議を求める。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 10 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。当該農地が三根郷で田 3 筆 2,083 m <sup>2</sup> です。
議長	ありがとうございます。なにかご質問等ありませんか。 ではこの件につきまして異議ありませんか。  「異議なし」の声  ありがとうございます。以上で今月の農業委員会を終了いたします。